

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和6年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.7 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.8 億円

(単位:千円)

事業名		令和6年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	553,422	384,908	0	3,101	19,856	145,557
	障害者福祉事業	69,198	1,293	0	9,056	7,064	51,785
	児童福祉事業	565,568	357,822	10,400	18,956	21,414	156,976
	母子福祉事業	21,505	11,339	0	169	1,200	8,797
	小 計	1,209,693	755,362	10,400	31,282	49,534	363,115
社会保険	国民健康保険事業	166,846	76,090	0	0	10,895	79,861
	後期高齢者医療事業	252,087	47,005	0	0	24,618	180,464
	介護保険事業	304,263	23,645	0	0	33,686	246,932
	小 計	723,196	146,740	0	0	69,199	507,257
保健衛生	疾病予防対策事業	67,499	3,779	0	1,488	7,471	54,761
	病院事業	379,745	0	14,900	0	43,796	321,049
	小 計	447,244	3,779	14,900	1,488	51,267	375,810
合 計		2,380,133	905,881	25,300	32,770	170,000	1,246,182